

令和7年10月17日

各 課（局）長 様

俱知安町長 文字 一志

令和8年度予算編成について

令和8年度予算については、次のとおり「令和8年度 予算編成要領」を定めたので、各課内に周知し、これに基づき編成するよう通知する。

記

令和8年度 予算編成要領

《 国の動向 》

「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、人口減少や物価高といった課題に対応しながら、持続可能な経済社会の構築を目指すとしている。その中でも「賃上げを起点とした成長型経済」の実現を掲げ、2029年度までの5年間で、日本経済全体として年1%程度の実質賃金上昇を定着させることを目標にしているほか、「地方創生2.0」を「新しい日本・楽しい日本」を実現するための政策の革新と位置づけ、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取組等を進めることで、日本全体の活力を取り戻すとしている。

また、持続可能な地方行財政基盤の強化については、地方公共団体が行う公共事業や施設管理、サービスなどにおける価格転嫁の推進等や、地域を支える老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保等の取組みを進めるとともに、地方の一般財源の総額を確保して、地域における賃上げを起点とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化するとし、一般財源総額実質同水準ルールが継続となっている。

このような中、令和7年8月8日に閣議了解された「令和8年度予算の概算要求について」では、令和8年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」に基づき、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映するとしている。

《 本町の財政状況 》

○全般

本町の財政状況に目を向けると、令和6年度決算において、歳入については、主要な柱である町税が新型コロナウイルス感染症の影響による減収からの回復により、49億8,200万円（前年比6億8,900万円増）となった。

もう一つの柱といえる普通地方交付税は、町税の伸びに相反する形で減少し、同決算においては前年比3億2千万円減の11億3,300万円にとどまり、町税の伸びがそのまま財源の伸びへとつながらない現状がある。

歳出については、近年の大型投資的事業の実施を反映し、借入金残高の増加が顕著であり、元金償還の負担により新規の投資的事業の取組みを妨げることなどが懸念される。

借金返済の負担を見る指標である「実質公債費比率」は、令和6年度決算において8.1%であり、前年度同となったものの、全道平均の7.2%を上回る結果となっている。単年度では0.08%と改善しているが、今後、大型事業の元金償還の開始により、さらに上昇することが見込まれる。実質公債費比率は18%以上になると起債の発行に許可が必要になり、25%以上になると起債発行の一部が制限されることになる。

また、今後発生しうる負担を見る指標である「将来負担比率」は、27.0%と前年度と比較して5.7%悪化し、依然、全道平均（16.8%）を上回る水準である。大型事業実施等に伴う借入金残高の増がこの数値に直接的に反映されている。

以上のことから、各種事業の実施に当たっては、これらの指標を注視しつつ、慎重な財政運営、公債費の適正な管理に努める必要がある。

財政の弾力性を示す経常収支比率は、令和6年度決算において86.1%と令和5年度と比較し0.9%改善したが、依然として80%台が常態化していることから、財政の硬直化について一層注視しながら財政運営を取り進める必要がある。

○町税

内閣府の月例経済報告に、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心みられるものの、緩やかに回復している」と示されており、また、総務省の令和8年度地方財政収支の仮試算において、地方税の歳入が0.9%増と試算されており、前年度より增收が見込まれる。

○地方交付税

「新経済・財政再生計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等を踏まえ、交付団体をはじめ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、本来の役割が適切に發揮されるよう総額を確保するとし、概算要求時点において前年比3,792億円の増となっているが、財源不足に対応する交付税率

の引上げについては、引き続き事項要求となっていることから、依然として見通しは不透明である。

○基金・地方債

毎年度の予算編成において、一般財源の不足分を基金からの繰入れと地方債の発行等により対応している状況である。令和6年度において基金残高は増加したが、地方債の発行額は高い水準にある。地方債残高の増加は、後年度の世代に負担を強いることとなる。

○まとめ

以上から、様々な財源活用の可能性を十分に検討し、事業の必要度、優先度を精査しながら、職員一人ひとりの創意工夫と努力により、適正かつ効率的な予算執行を行い、歳入に見合った歳出規模とし、将来にわたり持続可能な財政構造を確立していく必要がある。

《 予算編成の基本的な考え方 》

公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の適正管理事業、東日本大震災、胆振東部地震を教訓とした防災対策事業、道路・街路整備事業、また、地域医療対策事業、老人福祉対策事業、子育て支援対策事業などハード面・ソフト面ともに取り組むべき様々な事案に直面している。また、公債費は、過去に町債を借入れて実施した大型事業の元金償還により、大きな負担となっている。

令和8年度予算編成においても、必要な事業実施に当たっての財源を基金からの繰入れ、地方債の借入れにより確保する状況となり、一般財源が大幅に不足することが予測されることから、

- 補助事業等の十分な情報収集、有効なメニューの活用を行い、特定財源を最大限確保すること。
- 財政状況等を勘案し、すべての事業について、事業の目的やねらい、最終形のイメージを明確にしたうえで、「必要性」「緊急性」「優先性」の観点から事業の実施時期の検討や見直し、類似事業の廃止、統合及び縮小も含めた事業の選択と集中を行うこと。

以上を予算編成の基本的な考え方とする。

1 基本的事項

(1) 経常的経費については、引き続き削減に努め、前年度当初予算計上額以内の要求とする。

また、国・道補助金の活用はもとより、補助金未活用の事業については、補

助制度に合わせて事業内容を見直すなど、柔軟な視点を持って特定財源の確保に努めること。

(2) 第6次俱知安町総合計画に掲げる「いつまでも住み続けたい町“くっちゃん”」を実現するため、優先度・重要度などを考慮するとともに、実施計画に基づく事務事業との整合性を図り選定すること。

総合計画との関連性という面においては、「予算要求事項説明書」により、事務事業ごとに現状と課題、対応方法、また将来的な計画について具体的に示すこと。

(3) 「俱知安町デジタル田園都市構想総合戦略」で掲げた目標を達成できるよう、各施策・事業を着実に推進すること。

(4) 北海道新幹線俱知安駅開業に向けて、開業効果を最大限に發揮するよう、魅力あるまちづくりを実現するための施策を推進すること。

(5) 今後の人手不足を見据えた上で、多様化・複雑化する課題にきめ細かく対処しながら業務の効率化と負担軽減に向けて、デジタルトランスフォーメーション(DX)をはじめとしたデジタル化の推進やSDGsの実現を通じた取組みなど、新たな行政課題に対応する予算については適切に計上すること。

(6) 「公共施設等総合管理計画」及び「各種個別施設計画」に基づき、中長期的な視点による老朽化対応や維持・更新に係る財政負担の平準化など、公共施設等の最適化の実現に向けて取り組むこと。

2 歳入に関する事項

歳入は、資産の有効活用、特定財源の確保等について特段の努力をすることとし、次の事項に十分留意のうえ計上するものとする。

(1) 町税

- 本年度及び来年度の経済動向、税制改正等を見極め、的確な年間収入見込額を計上すること。
- 本町特有の状況を十分に踏まえた上で、過去の決算額、また現年度の決算見込額を考慮しながら、極端に過少な見込額とならないよう計上すること。
- 宿泊税を財源とする歳出の計上にあたっては、宿泊税の使途目的と合致するかを事前に十分精査し、庁議において決定を受けた事務事業のみを計上すること。

(2) 分担金、負担金

- 事業の性格、規模、受益の限度等を十分検討し、受益者の応分の負担に努めるとともに確実な見込額を計上すること。
- 条例改正等の手続きが必要なものは事前に協議して計上すること。

(3) 使用料、手数料

- 町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立ち、適正単価を検討すること。

(4) 国・道支出金

- ・事業内容、事業効果を検討すること。
- ・交付基準に基づき超過負担とならないよう留意し、関係機関と十分協議し、あらゆる制度を活用し、可能な限り財源の確保に努めること。
- ・補助対象、補助率、補助単価等に変更、制度廃止などの動向に留意し、過大計上とならないように注意すること。

(5) 町債

- ・町債の発行は、世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえ、後年度の負担に配慮して適切な活用を図ること。
- ・将来にわたる財政負担を考慮し、交付税算入率及び充当率を検討のうえ計上すること。

(6) その他の収入

- ・過去の実績等により算出計上し、過大見積は避けること。

3 歳出に関する事項

歳出は、次の事項に留意のうえ消費税込みで計上するものとする。

(1) 人件費

○職員給与費：総務係で計上する。

○会計年度任用職員：

- ・前年度を踏襲し安易に任用するのではなく、業務方法の見直し・事務の効率化を考慮し、任用の必要性を今まで以上に精査すること。
- ・任用予定者の職歴、経験年数など、報酬の算定基礎となる資料（「報酬等計算書」）を添付すること。
- ・フルタイム・パートタイムの区分に留意し、共済費、職員手当、通勤手当等を適切に計上すること。

○委員報酬：開催回数等を精査し、真に必要と認められるものを計上すること。

(2) 物件費

○経常的な経費

- ・引き続き削減に努め、総額で前年度当初予算計上額以内とすること。
- ・臨時に前年度予算額以上の予算要求が必要な場合は、その要求額が分かるように予算要求書内訳の積算欄に「経常的な要求額」と「臨時的な要求額」を2段書きすること。

○旅費

- ・増加するオンライン会議等を考慮し、安易に例年どおりの要求とするのではなく、必要性を十分検証すること。

- ・旅行日数、旅行手段を精査したうえで、効果の認められるものを計上すること。
- ・「国家公務員等の旅費に関する法律」の改正に準じて、令和7年度に旅費条例の改正を行った。令和8年度の予算要求においては、本条例に基づいて積算し、計上すること。
- ・パートタイム会計年度任用職員の通勤手当は、費用弁償に計上すること。

○電話料、電気料、水道料、燃料費：

- ・現在行なっている節減努力を明示し、実績のみで計上しないこととし、過大な計上はしないこと。

○役務費・委託料・借上料等：

- ・業者間での適正価格の把握に努め、現行業務内容を見直し、労務単価の増加等を考慮したうえで、適正に計上すること。
- ・特殊なものについては、説明資料を添付すること。

(3) 扶助費、補助費等

○扶助費

- ・関係機関との連絡を密にし、適確な対象人数の把握に努めること。
- ・国・道の施策を十分検討し、制度の変更・補助率等の引き下げがあったものについては、町の負担割合について十分精査したうえで計上すること。

○講師等の謝金

- ・「俱知安町講師等の謝金の支払基準に関する規定」に基づいた額により計上すること。
- ・町外からの講師派遣を受ける際に交通費相当額を支給する場合は、費用弁償に計上すること。
- ・支出の際は、報償費、費用弁償のそれぞれから所得税を源泉徴収すること。

○保険料

- ・建物の新・増・改築、車両の新規購入、更新など保険料が必要なものは必ず管財係と事前に協議すること。

○負担金、補助金、交付金

- ・原則、前年度当初予算額以内とする。
- ・補助金においては、団体における観察・接待・贈答等にかかる部分は補助対象外とする。
- ・道等からの補助金が減額されている団体は、その減額率等を考慮し額を検討すること。
- ・既存団体に例年補助しているものであっても、改めてその事業内容・実績・事業効果・町行政に対する寄与等に対し審査をし、経費負担のあり方、行政効果等を精査すること。
- ・支出根拠、及び団体等の事業計画、予算資料を必ず添付すること。

- ・内訳表1「負担金補助金等調書」を添付すること。
- (4) 維持補修費（修繕料・原材料費・除雪経費等）
- ・原則、前年度当初予算額以内の計上とする。
 - ・公共施設等の適切な機能の維持に配意し、また公共施設等総合管理計画の理念に基づき、可能な範囲で日常点検を実施し、優先順位を付けたうえで計画的な補修となるよう努めること。
 - ・建物のみならず設備等も含めて計画的な補修となるよう努めること。
- (5) 政策的経費
- ・宿泊税またはふるさと納税を充当しない新規事業は、特に緊急性・重要性が高いと認められるもののみに絞り込み、財源や内容等の精査を行なったうえ計上すること。
 - ・継続事業についても内容の精査・経費の節減を行うこと。
 - ・事業関係は、見積書、設計内訳書、見取図、平面図等を添付すること。
 - ・「予算要求事項説明書」において、第6次俱知安町総合計画における事務事業ごとに現状と課題、対応方法また将来的な計画について具体的に示すこと。
 - ・年度途中での設計、事業変更が増加傾向にあるので精査して計上すること。

4 債務負担行為

- ・債務負担行為をする事業は、新規・既存のいずれも予算要求書の説明の後に次の事項を入力すること。
(例) ×××業務 委託料（平成【令和】〇〇年債務） 〇〇〇千円
- ・第7表・第10表を添付すること。

5 特別会計に関する事項

- ・特別会計は、一般会計に準じて編成すること。
- ・収支均衡、独立採算性を基本とし、繰出基準による繰入金を精査し、収入不足額を一般会計からの繰入金で調整しないこと。
- ・水道事業会計及び下水道事業会計は、水道課長において原案を調整すること。

6 予算編成の日程について

12月12日（金）～12月19日（金） 重点事項ヒアリング

※予算要求事項説明書（重点該当分）提出期限～各課ヒアリング3日前

12月 1日（月）～ 財務会計システム新年度予算要求入力

12月24日（水） 歳入歳出予算案提出期限（各課毎まとめて提出）

7 提出書類

- (1) 予算要求事項説明書
重点該当・非該当に関わらず総合計画上の事務事業に該当するもの全て。
特に新規事業については、事務事業内容がわかる説明書を必ず作成すること。
- (2) 「第1表」歳入予算見込額総括表（別記第2号様式）
(3) 「第2表」歳出予算要求総括表（別記第3号様式）
(4) 「第3表」令和8年度歳入予算計画調書（財務会計システムによる様式）
(5) 「第4表」令和8年度歳出予算計画調書（財務会計システムによる様式）
(6) 「内訳表1」負担金補助金等調書（別記第8号様式）
(7) 「第6表」繰越明許費見積書（別記第11号様式）
(8) 「第7表」債務負担行為見積書（別記第12号様式）
(9) 「第8表」地方債見積書（別記第5号様式）
(10) 「第10表」債務負担行為支出予定額等説明書（別記第14号様式）
(11) 見積書、カタログ、図面等積算基礎詳細説明書類（特に新規・更新等のものは必ず添付すること。）

提出部数（A4） 4部

- ・左横2箇所でホチキス止めすること。
- ・財務会計システムから出力される様式は片面印刷、資料は両面印刷。
- ・資料の右上には一連番号を付け、要求書と資料との関連を明示すること。
- ・積算内訳が判る資料を必ず添付すること。

8 財務会計システムの注意事項

- ・予算査定作業に入ると、担当課で財務会計システムの変更を行なうことができないため、入力は期日までに終了すること。
- ・査定作業に影響が出るため、必ず期限内に提出すること。
- ・予算要求書の提出後に変更が生じた場合は、早急に財政係へ連絡すること。

9 その他

原案の作成にあたっては、各課（局）内で十分検討するほか、事務事業が他課（局）に及ぶものは、あらかじめ各課（局）間の調整協議を行ったうえ提出すること。